

# 高齢化社会における 経済格差問題

渡辺雄一

二〇一二年の韓国大統領選挙では「経済民主化」がキーワードになったのは記憶に新しい。その背景には、李明博前政権時代に加速した財閥・大企業偏重の市場・経済構造によって富の公正な分配が阻害され、一九九七年のアジア通貨危機以降に本格的に拡大し始めた経済格差がさらに広がったとする国民の強い不満がある。しかし、李政権期には以前の盧武鉉政権期と比べて果たして本当に経済格差は拡大したのか、その実態が十分に明らかにされてきたとは言い難い。したがって、所得や賃金格差をはじめとする経済格差のこれまでの動向を把握することは、朴槿恵新政権に課せられた格差問題の所在を探るうえで重要である。

本稿の目的は、急速な高齢化が進む韓国の経済格差が二〇〇〇年

代以降どのように推移または変化し、今後どのような問題へ発展していく可能性があるのかを考察することにある。具体的には、所得格差の動向や特徴の変化、その要因として提起される雇用形態間の賃金・待遇格差や高い自営業比率、若年層の就職難、高齢者の所得保障体系と所得再分配政策の効果などを検討する。

## ●所得格差の動向

所得格差の程度を測る指標として、一般的に使用されるものにジニ係数がある。表1に示されるように、単身世帯および農家を含む全世帯と両者を除く二人以上世帯ではともに、市場所得（勤労所得＋事業所得＋財産所得＋私的移転所得）と可処分所得（市場所得＋公的移転所得「年金・公的扶助等」－非消費支出「租税・社会保障負

担等）のジニ係数はリーマン・ショックによる金融危機が発生した二〇〇八～〇九年に最も高い数値を記録しており、その後は若干減少するものの高止まりが続いている。また、全世帯よりも二人以上世帯のジニ係数のほうが低いことがわかる。したがって、李政権期には所得格差は経時的に拡大したと判断するのはやや早計であろう。世帯主が一八歳以上六五歳未満の現役世帯でも、市場所得と可処分所得のジニ係数は同様の傾向を示しているが、六五歳以上の高齢者世帯ではリーマン・ショック以降もジニ係数は継続的に上昇しており、数値自体も現役世帯より相当高いことから、高齢者間の所得格差が深刻であることが示唆される。

ジニ係数とともに所得格差を測る指標として、表2には所得五分

表1 ジニ係数の推移

	全世帯		二人以上世帯		現役世帯		高齢者世帯	
	市場	可処分	市場	可処分	市場	可処分	市場	可処分
2003	—	—	0.292	0.277	0.277	0.266	0.478	0.405
2004	—	—	0.301	0.283	0.286	0.273	0.458	0.383
2005	—	—	0.306	0.287	0.290	0.275	0.455	0.386
2006	0.330	0.306	0.312	0.291	0.294	0.278	0.462	0.388
2007	0.340	0.312	0.321	0.295	0.299	0.280	0.474	0.403
2008	0.344	0.314	0.323	0.296	0.302	0.282	0.471	0.402
2009	0.345	0.314	0.320	0.294	0.298	0.279	0.465	0.387
2010	0.341	0.310	0.314	0.288	0.290	0.272	0.487	0.400
2011	0.342	0.311	0.313	0.288	0.287	0.270	0.505	0.418

(出所) 統計庁「家計動向調査」各年度。

表2 所得五分位階級比率 (p80/20) の推移

	全世帯		二人以上世帯		現役世帯		高齢者世帯	
	市場	可処分	市場	可処分	市場	可処分	市場	可処分
2003	—	—	5.00	4.43	4.40	4.09	22.0	9.5
2004	—	—	5.27	4.61	4.65	4.28	16.6	8.2
2005	—	—	5.53	4.75	4.79	4.35	18.6	8.7
2006	6.65	5.38	5.74	4.83	4.87	4.36	19.4	8.1
2007	7.09	5.60	6.05	4.95	4.99	4.39	19.2	9.3
2008	7.38	5.71	6.16	4.98	5.09	4.41	20.6	9.6
2009	7.70	5.75	6.14	4.95	5.03	4.41	25.9	9.4
2010	7.74	5.66	6.03	4.81	4.83	4.26	27.0	9.6
2011	7.86	5.73	6.00	4.80	4.70	4.16	31.1	10.8

(出所) 表1と同じ。

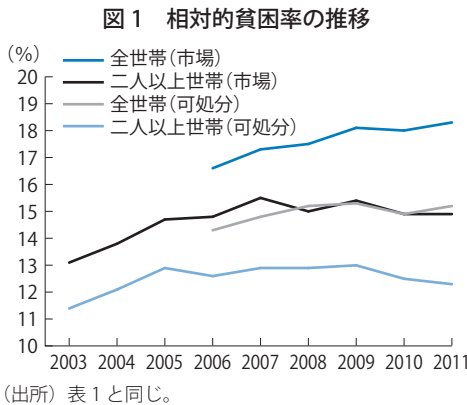
位階級による下位二〇%（第I階級）に対する上位二〇%（第V階級）の平均所得ベースでみた比率（市場・可処分）を示している。

ここでもジニ係数の場合と同様に、全世帯と二人以上世帯では所得比が二〇〇八〜〇九年をピークにその後も高止まりが続く傾向がみられるとともに、二人以上世帯よりも単身世帯や農家を含む全世帯でその比率が高いことが確認される。また、現役世帯よりも高齢者世帯での所得比が顕著に高く、高齢者世帯では現役世帯とは異なり近年においても上昇傾向が続いていることから、高所得高齢者と低所得高齢者の所得格差は拡大している。それでも、市場所得に比べて可処分所得の比率は大きく下がっているため、老齢年金や公的扶助といった社会保障制度による所得移転は一定程度機能しているといえる。

ところで、世帯の中間所得（世帯構成員数の調整済み）の五〇〜一五〇%に位置する中間層の規模は、二〇〇〇年代前半には一時的に増加する局面もみられたが、後半以降は減少の一途を辿っている。その一方で、低所得層（中間所得五〇%未満）と高所得層（同

一五〇%超過）の規模は緩やかに増加している。この背景には、高所得層の所得増加率が最も高いのに対して、中間層以下の伸び率は相対的に低く、一部の中間層は高所得層に上昇するものの、低所得層に転落する中間層も多い要因がある。

次に、世帯中間所得の五〇%を基準に算出された相対的貧困率の推移をみると（図1）、全体的に緩やかな上昇傾向にあるものの、二人以上世帯ではリーマン・ショック以降は逆に減少に転じており、特に可処分所得ではその変化は明確である。それに対して、単身世帯や農家を含む全世帯では二人以上世帯よりも同じ所得基準で二〜三%ほど高いのに加えて、



リーマン・ショック後も上昇傾向が続いている。近年における低所得世帯の増大がここからも読み取れる。

### ●所得格差の要因

アジア通貨危機後、二〇〇〇年代にかけて所得格差が拡大し、そして近年では固定化している背景には様々な要因が考えられる。技術偏向的な技術進歩やグローバル化の影響により、高学歴な熟練労働者（大卒ホワイトカラー職など）の需要増が起こる一方、非熟練労働者の競争力は低下して賃金の切り下げ圧力が働くことで所得格差が広がるとされるが、韓国ではこうした要因は必ずしも十分に実証されていない。これに関連して、高い国際競争力や生産性をもつ輸出型の製造業やIT関連産業のシェアが減少する一方で、低い生産性や過当競争に苦しむ内需向けのサービス産業は拡大しているという産業構造上の問題もある。また、日本の所得格差の主要因とされる人口高齢化やそれにもなう世帯構造の変化、世帯規模の減少も近年の韓国の所得格差の要因として指摘され始めている。

しかし、韓国における所得格差

の拡大は、非正規職雇用や零細自営業層の増加といった雇用構造や労働市場の変化にともなう中間層や低所得者層の勤労所得減によるところが大きいとされ、これまでも様々な研究で実証されてきた（例えば高安「二〇一〇」）。実際、二人以上世帯の経常所得に占める勤労所得（賃金所得+事業所得）の割合は二〇〇二年以降漸進的に低下しているが、高所得階層ではほぼ横ばいであるのに対して、中・低所得階層では大きな減少がみられる。また、低所得階層では賃金所得の比重が大幅に下落するなかで、事業所得の割合は相対的に増加する趨勢をみせており、これは企業を退職・離職して自営業を選択する人が増えている傾向を示している。

### ●雇用形態間の格差

所得格差の大きな要因とされる労働市場の流動化や雇用環境の不安定化がもたらした、正規・非正規職雇用の分化および両者の賃金・待遇格差を見てもよい。表3に示されるように、全体の被雇用者数が増加するなかで正規・非正規職の規模も増大したが、李政権期には正規職比率に若干の増加が

表3 形態別被雇用者規模の推移

(単位：千名、%)

	全体	正規職	非正規職						
			全体	時限的雇用			非典型雇用	時間制雇用	
				期間制	反復更新	継続不可			
2002.8	14,030 (100)	10,190 (72.6)	3,839 (27.4)	2,063 (14.7)	1,536 (10.9)	281 (2.0)	247 (1.8)	1,742 (12.4)	807 (5.8)
2003.8	14,149 (100)	9,542 (67.4)	4,606 (32.6)	3,013 (21.3)	2,403 (17.0)	248 (1.8)	362 (2.6)	1,678 (11.9)	929 (6.6)
2004.8	14,584 (100)	9,190 (63.0)	5,394 (37.0)	3,597 (24.7)	2,491 (17.1)	580 (4.0)	526 (3.6)	1,948 (13.4)	1,072 (7.4)
2005.8	14,968 (100)	9,486 (63.4)	5,482 (36.6)	3,614 (24.2)	2,728 (18.2)	302 (2.0)	585 (3.9)	1,907 (12.7)	1,044 (7.0)
2006.8	15,351 (100)	9,894 (64.5)	5,457 (35.6)	3,626 (23.6)	2,722 (17.7)	465 (3.0)	439 (2.9)	1,933 (12.6)	1,135 (7.4)
2007.8	15,882 (100)	10,180 (64.1)	5,703 (35.9)	3,546 (22.3)	2,531 (15.9)	555 (3.5)	460 (2.9)	2,208 (13.9)	1,201 (7.6)
2008.8	16,103 (100)	10,658 (66.2)	5,445 (33.8)	3,288 (20.4)	2,365 (14.7)	374 (2.3)	549 (3.4)	2,137 (13.3)	1,229 (7.6)
2009.8	16,479 (100)	10,725 (65.1)	5,754 (34.9)	3,507 (21.3)	2,815 (17.1)	170 (1.0)	521 (3.2)	2,283 (13.9)	1,426 (8.7)
2010.8	17,048 (100)	11,362 (66.7)	5,685 (33.4)	3,281 (19.2)	2,494 (14.6)	305 (1.8)	481 (2.8)	2,289 (13.4)	1,620 (9.5)
2011.8	17,510 (100)	11,515 (65.8)	5,994 (34.2)	3,442 (19.7)	2,668 (15.2)	339 (1.9)	436 (2.5)	2,427 (13.9)	1,702 (9.7)
2012.8	17,734 (100)	11,823 (66.7)	5,911 (33.3)	3,403 (19.2)	2,714 (15.3)	289 (1.6)	400 (2.3)	2,286 (12.9)	1,826 (10.3)

(出所) 統計庁「経済活動人口調査」各年度。

表4 非正規職の相対賃金 (月平均)

	正規職	非正規職						
		全体	時限的雇用	時限的雇用			非典型雇用	時間制雇用
				期間制	反復更新	継続不可		
2003.8	100.0	61.3	65.1	64.5	88.1	53.4	58.2	29.8
2004.8	100.0	65.0	69.5	67.0	96.2	51.9	60.3	30.4
2005.8	100.0	62.7	67.2	68.2	91.7	50.1	58.5	28.3
2006.8	100.0	62.8	68.8	67.7	93.0	49.8	54.8	28.9
2007.8	100.0	63.5	71.7	70.6	97.0	47.0	55.4	27.9
2008.8	100.0	60.9	68.5	70.0	87.1	49.5	56.3	27.0
2009.8	100.0	54.6	59.1	59.6	87.7	47.2	54.1	24.3
2010.8	100.0	54.8	61.0	59.3	98.6	46.2	54.4	24.6
2011.8	100.0	56.4	62.9	61.3	92.2	50.1	55.3	25.3
2012.8	100.0	56.6	63.7	62.8	87.3	52.7	56.2	24.7

(出所) 表3と同じ。

表5 非正規職の相対賃金 (時間当たり)

	正規職	非正規職						
		全体	時限的雇用	時限的雇用			非典型雇用	時間制雇用
				期間制	反復更新	継続不可		
2003.8	100.0	71.6	70.4	70.7	88.4	55.8	85.1	66.3
2004.8	100.0	73.5	75.9	75.6	96.3	54.7	80.2	66.0
2005.8	100.0	70.5	72.4	74.5	89.1	54.1	76.7	63.2
2006.8	100.0	71.0	74.3	74.6	94.0	51.3	73.1	60.1
2007.8	100.0	70.9	76.1	76.3	98.1	48.0	66.6	60.1
2008.8	100.0	68.0	72.7	75.1	88.4	51.6	64.7	59.4
2009.8	100.0	61.5	64.1	65.5	87.2	48.7	56.2	57.0
2010.8	100.0	62.5	66.2	65.8	100.8	46.4	55.5	57.4
2011.8	100.0	65.3	69.3	69.0	93.7	52.4	59.3	58.5
2012.8	100.0	64.3	69.0	69.4	86.5	54.2	64.3	58.7

(出所) 表3と同じ。

みられる一方で、非正規職比率は微減した。非正規職は時限的雇用と呼ばれる有期雇用者、パートなどの時間制雇用者、派遣や請負といった非典型雇用者に分類される。非正規職の大半は有期雇用者(その大半は雇用期間に定めのある期間制)であるが、近年の非正規職比率の微減はこの有期雇用比率の減少が影響している。その背景には、主に有期雇用者を対象とした「非正規職保護法」の施行(二〇〇七年七月)があるが、政府が当初意図したような契約期間

終了後の正規職への転換がうまく進まず、職場や形態を変えて非正規職に滞留するケースも多いと推測される。平均勤続期間で見ると、正規職は近年約八〇カ月であるのに対して、非正規職は三〇カ月未満にとどまる。有期雇用者の多くを成す期間制雇用者の契約期間も一年以下である場合がほとんどであり、非正規職雇用の不安定性は依然として大きな問題となっている。また、非正規職の多くは施設管理や保健・社会福祉、小売卸や宿泊・

飲食業といったサービス部門、自動車や造船などの製造業や建設業の単純労務などに集中している。そして、その七割以上は従業員数三〇人未満の中小零細企業に集中しており、企業規模が小さくなるほど非正規職比率も高まっていく。表4および表5は、正規職を一〇〇とした場合の非正規職の相対賃金(月平均・時間当たり)を示している。正規職に比べ、非正規職の賃金は月平均で五〜六割程度であるが、その内部ではバラツキが大きい。非正規職は正規職よりも週平均労働時間が五〜七時間少ないため、時間当たり賃金では正規職の六〜七割程度と若干上がるが、ここでも非正規職内部での格差は存在する。しかし重要なのは、形態にかかわらず非正規職の相対賃金は李政権期にはそれ以前に比べて明らかに下落しており、この時期に正規・非正規職の賃金格差が拡大した様相を示している。表6では雇用形態別に社会保険加入率の推移を示しているが、非正規職全体の各種社会保険への加入率は正規職の半分ほどであり、伸びも正規職に比べて緩慢である。それでも、有期雇用者の加入率やその伸びは相対的に高いもの

表6 雇用形態別の社会保険加入率

(単位：%)

	国民年金					健康保険					雇用保険				
	2004	2006	2008	2010	2012	2004	2006	2008	2010	2012	2004	2006	2008	2010	2012
正規職	72.5	76.1	77.3	78.4	80.3	73.8	76.1	78.0	79.5	82.2	61.5	64.7	65.8	75.7	78.9
非正規職	37.5	38.2	39.0	38.1	39.0	40.1	40.0	41.5	42.1	45.4	36.1	36.3	39.2	41.0	43.3
時間的雇用	47.8	51.4	56.4	58.6	58.6	50.5	53.2	59.8	64.6	67.7	45.5	49.0	56.0	61.9	63.5
非典型雇用	25.7	22.0	23.6	22.3	23.0	29.7	25.4	28.1	28.8	32.5	25.2	20.8	25.8	28.6	29.9
時間制雇用	2.4	3.2	6.4	9.3	12.2	3.7	3.8	6.1	10.6	14.6	3.6	3.2	6.3	10.7	15.0

(出所) 表3と同じ。

表7 雇用形態別の待遇取得比率

(単位：%)

	退職金					時間外手当					有給休暇				
	2004	2006	2008	2010	2012	2004	2006	2008	2010	2012	2004	2006	2008	2010	2012
正規職	67.4	67.9	74.5	76.6	80.2	55.8	53.9	53.5	55.4	56.2	58.2	55.0	65.4	71.3	71.0
非正規職	31.3	30.3	35.6	35.9	39.6	22.2	21.5	20.7	22.5	23.2	24.6	23.1	28.0	33.6	32.1
時間的雇用	40.1	41.7	51.7	55.2	59.5	28.3	29.6	30.2	33.0	33.8	31.8	31.9	41.5	52.7	49.3
非典型雇用	21.5	16.2	24.3	26.1	29.7	14.0	9.6	11.2	14.4	14.5	14.3	10.8	15.5	21.7	19.9
時間制雇用	2.0	1.6	3.7	6.7	10.1	1.8	2.4	2.2	5.7	6.7	1.6	2.1	2.4	6.0	6.8

(出所) 表3と同じ。

がある。退職金や時間外手当、有給休暇の取得といった待遇面でも(表7)、正規・非正規職間には歴然とした格差が存在し、解消あるいは縮小する方向には進んでいない。こうした社会保険や待遇面での恩恵は、中小零細企業になるほど小さくなるが、非正規職ではその傾向がより顕著となる。

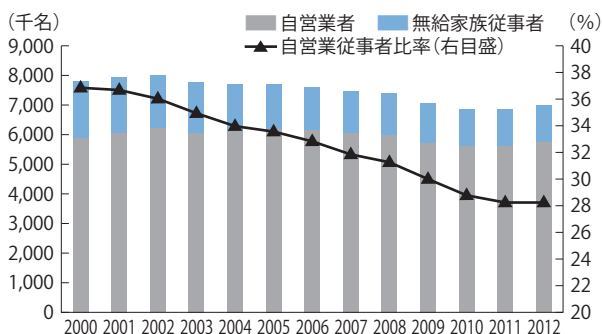
● 高齢化する自営業層

雇用形態の違いと並んで、近年の格差要因として注目されるのが自営業層の存在である。韓国の自営業層は、産業化の過程で経済活動の組織化が急速に進展していった一方で、経済成長とともに歴史的に拡大してきた。図2に示されるように、自営業従事者(自営業者+無給家族従事者)の規模は二〇〇三年以降減少傾向にあり、特に李政権期には急激な縮小がみられた。全就業人口に占める割合も低減しているが、近年でも約三割に達しており、これはOECD諸国のなかでもトルコやギリシャ、メキシコに次ぐ高さである。また、自営業層は退出入が激しく流動性も高いのが特徴であり、事業規模も従業員数五人未満と零細であることが多い。

一方で自営業層内部では近年、高齢化が急速に進行している。二〇〇〇年代半ば頃までは三〇〜四〇代が自営業層の半数以上を占めていたが、二〇〇九年には五〇代以上の年代が三〇〜四〇代を上回るようになり、二〇一〇年以降は五〇代以上が大半を成すに至った。現在、自営業層で最も多い年代は五〇代で、次いで四〇代、六〇代以上と続く。自営業層の高齢化が進む背景には、国民年金など公的年金制度が給付面で未成熟であるため、定年退職後に再就業を試みるも、その難しさから手取り早い自営業を選択するケースが多い事情がある。また、主に四〇代などでは、不安定な雇用情勢から早期退職後に退職金などを元手に独立するケースも珍しくない。

自営化する業種は圧倒的にサービス業が多く、主に卸売・小売業や運送業、飲食・宿泊業などに偏重している。しかし、独立以前の職業キャリアで習得した技能や経

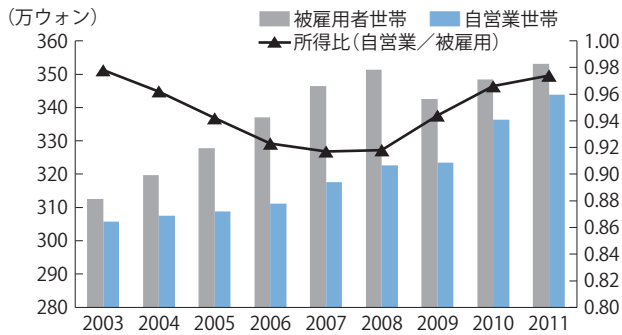
図2 自営業従事者の規模と比率の推移



(出所) 表3と同じ。

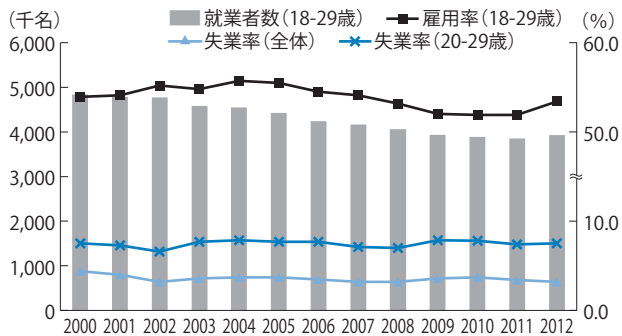
験を活かせる同業種での起業より、知識や経験などに乏しい異業種で創業するケースが多い。そのため、事業資金として多額の資本借り入れを金融機関などから行ったとしても、過当競争から廃業や倒産に追い込まれ、多額の負債を抱え込むと同時に貧困層に陥る可能性が自営業層では高い。図3は自営業世帯と被雇用者世帯(ともに二人以上世帯)の実質可処分所得の推移を示しているが、二〇〇七年まで広がっていた両世帯の所得格差は、被雇用者の世帯所得の伸び悩みなどにより二〇〇八年以降は縮小していく傾向にある。そ

図3 被雇用者世帯と自営業世帯の実質可処分所得の推移 (二人以上世帯)



(出所) 統計庁「家計調査」各年度。

図4 若年就業者数と雇用率および失業率の推移



(出所) 表3と同じ。

れでも、依然として自営業世帯の所得は相対的に低く、また五〇代以上の自営業世帯の相対的貧困率は同年代の被雇用者世帯に比べてとりわけ高いというデータもある。

●深刻化する若年層の就職難

韓国の格差社会の温床としてしばしば指摘されるのが、進学や就職における熾烈な競争の末もたらされる若年層内部での「勝ち組」と「負け組」の分化である。昨年の大統領選挙でも雇用対策が重要公約に掲げられたが、その背景には安定した「良質」な就職先を求

める若年層の深刻な就業難がある。

図4に示すとおり、全体の失業率が三%台と低位に推移しているのに対し、二〇代の失業率はその二倍以上と高止まりしている。また、一八〜二九歳の若年層の就業者数も二〇〇〇年代以降減少の一途を辿り、雇用率も二〇〇四年をピークに減少傾向が続いてきた(女性よりも男性で顕著)。若年層の雇用率をさらに年齢層別に細分化して見てみると、二七〜二九歳では上昇傾向にあるのに対して、その他の年齢層ではそろって下落する趨勢にあり、かつ低い年齢層

ほど雇用率も低くなる。その理由のひとつは、大学卒業後の就職難を憂慮して留学や進学、休学などによって就職準備のために在学期間を延長する若年層が多くなっていることにある。また、低い年齢層ほど学歴が大卒未満である割合が高く、そうした相対的に低い学歴が就職に不利に働いている可能性も否めない(二〇一一年基準の大卒平均年齢は男性二五・六歳、女性二三・四歳)。

しかし、より根本的な問題は雇用需給のミスマッチにあると考えられている。つまり、韓国の大学進学率は今や八割近くまで高まり、高学歴の人材が大量に労働市場に供給されるようになったが、彼らが希望する大企業ホワイトカラー職としての受け皿は決して大きくない。そこから漏れた人材のなかには労働市場外で待機者として滞留する者がいる一方、中小零細企業などでは人材不足が続いている。妥協して希望外の企業に就職しても、労働条件や環境に不満を抱くなどの自発的な理由から、学校を卒業した若年層の七割程度は離職を経験している。他方で若年被雇用者の七割以上は正規職に従事し、彼らの実質賃金も決して

下がっておらず、若年雇用の質は改善されてきているのも事実である。大企業の正規職として就業できるか否かは生涯所得水準のみならず、社会的威信にも関わってくるため、韓国の若年層は就職に対してより慎重な姿勢に転じているのかもしれない。

●脆弱な高齢者の所得保障

前述のように、全体の所得格差は固定化する傾向にあるものの、高齢者世帯間ではむしろ広がる様相を示しており、今後の高齢化の進展が全体の所得格差拡大につながる。韓国の少子高齢化は日本以上のスピードで進行していくとされるが、高齢化の新たな特徴として朝鮮戦争後に生まれたベビーブーム世代(一九五五〜六三年生まれ)が定年(法定では五五歳、平均では五〇歳代前半)を迎えつつあり、今後年金を受給していく時期に差し掛かっている。そのため、高齢社会対策の基盤として李政権期に策定され、朴政権にも引き継がれている「第二次低出生・高齢社会基本計画(二〇一一〜二〇一五)」では、ベビーブーム世代の定年・引退にともなう高齢者

の所得保障や再雇用対策が重点課題となっている。

韓国の老後所得保障体系は、公的扶助である国民基礎生活保障や基礎老齢年金を土台として、社会保険である国民年金や特殊職域年金（一層）、私的年金である退職金や個人年金（二層三層）から構成されている。しかし、公的年金制度はいまだ成熟段階に至っておらず、低負担・低給付構造に起因する低い所得代替率、納付例外者や長期滞納者といった恩恵を享受できない広範な死角地帯の問題などを抱えているため、老後の所得保障として十分に機能していない。そのため、政府は退職年金や個人年金などの私的所得保障の参与も積極的に奨励することで、多層的な高齢者所得保障体系の確立を目指しているが、資産や年金の準備状況には個人や世帯の属性によつて格差がある。

公的な老後所得保障の脆弱性は、所得再分配政策の効果や効率性からも確認できる。表8に示すように、所得再分配前後のジニ係数の変化分として示される改善度は、公的移転（年金や公的扶助など）が高齢者世帯で現役世帯よりも高い効果を発揮している。しか

し、改善度を可処分所得に占める公的移転所得の比重で除した効率性を低く下ろしている。これは期間内に公的移転所得の比重が増大したにもかかわらず、それに見合

表8 所得再分配政策による改善度と効率度

	改善度						効率度					
	全体		現役世帯		高齢者世帯		全体		現役世帯		高齢者世帯	
	公的移転	租税等	公的移転	租税等	公的移転	租税等	公的移転	租税等	公的移転	租税等	公的移転	租税等
2003	0.011	0.005	0.006	0.005	0.078	-0.006	0.344	0.062	0.273	0.067	0.388	-0.150
2004	0.013	0.005	0.007	0.006	0.078	-0.003	0.379	0.071	0.318	0.077	0.433	-0.068
2005	0.014	0.005	0.009	0.005	0.075	-0.007	0.349	0.068	0.310	0.064	0.383	-0.156
2006	0.016	0.006	0.010	0.006	0.078	-0.005	0.372	0.076	0.333	0.075	0.373	-0.089
2007	0.019	0.007	0.012	0.007	0.072	-0.001	0.367	0.078	0.343	0.079	0.321	-0.015
2008	0.020	0.007	0.013	0.007	0.072	-0.004	0.352	0.080	0.342	0.080	0.303	-0.049
2009	0.023	0.003	0.015	0.003	0.082	-0.005	0.370	0.038	0.366	0.033	0.300	-0.075
2010	0.024	0.003	0.016	0.002	0.088	-0.002	0.369	0.028	0.400	0.022	0.289	-0.022
2011	0.024	0.002	0.016	0.001	0.087	0.001	0.357	0.016	0.381	0.010	0.298	0.013

(出所) 表1と同じ。

うほど改善度は高まっていることを示唆している。租税等に至っては、全体的に公的移転よりも改善度が低いばかりか、高齢者世帯では不平等度がむしろ高まり続けてきた。租税等による所得再分配の効率度も公的移転より低く、近年では低下する様相を示している。これらは租税や社会保障負担などが所得再分配機能に占める割合が低いことや、課税や保険料負担の逆進性が強い構造的な問題によるものかもしれない。

このような現状の脆弱な老後所得保障や不安定な高齢者の就業状況では、今後ベビーブーム世代が大量に定年を迎えるにあたり、退職後年金受給までの期間はおろか受給年齢後にも高齢貧困層が量産される可能性が高い。そうなれば、これまで労働市場の変化や雇用構造・環境の不安定化が主導していた所得格差が、人口高齢化によつてさらに拡大していくことが懸念される。こうした高齢化社会における経済格差要因の変容は、高齢層の高い支持を背景に誕生した朴政権の福祉や雇用など社会政策全般の遂行にとつて、重大な課題を突きつけている。折しも、朴政権は現在の「高齢社会基本計

画」に続く対策の策定や国民年金をはじめとする社会保険改革などを控えており、今後の政策的対応が注目される。

(わたなべ ゆういち/アジア経済研究所 東アジア研究グループ)

《参考文献》

(日本語)

① 株本千鶴「二〇一三」韓国における高齢者の所得保障」(東京大学社会科学研究所編『社会科学研究』第六三巻第五・六合併号)。

② 高安雄一「二〇一〇」所得格差の拡大」(財団法人環日本海経済研究所編『韓国経済の現代的課題』日本評論社)。

(韓国語)

① キム・ボクスン「二〇一三」自営業者の雇用構造変化と特徴」(韓国労働研究院『労働レビュー』第九四号)。

② キム・ムンギル「二〇一三」我が国の所得不平等の様相と対応戦略」(韓国保健社会研究院『保健福祉フォーラム』第一八九号)。

③ クム・ジェホ「二〇一三」青年就業難の悪化(一)・被害者は誰なのか?」(韓国労働研究院『労働レビュー』第八五号)。

④ パン・ジョンホ「二〇一三」我が国の所得不平等実態と再分配政策の効果」(韓国労働研究院『労働レビュー』第九四号)。